

令和6年度 鴨川市就学援助費支給額 配分内訳

小学校

(単位：円)

区 分		学年等	支給額	配分（支給学期）			備 考
				1学期	2学期	3学期	
学 用 品 費		第1学年	11,630	5,815	5,815	－	児童の所持にかかわる物品で通常、学校における各教科及び特別活動の学習に直接必要とする物品、通学のため通常必要とするものの購入費用
学用品費及び通学用品費		第2～6学年	13,900	6,950	6,950	－	
新入学児童学用品費（小学校）		小学校入学前 第1学年※	57,060	57,060	－	－	小学校入学にあたって、通常必要とする学用品、通学用品の購入費用
新入学生徒学用品費（中学校）		第6学年	63,000	－	－	63,000	中学校入学にあたって、通常必要とする学用品、通学用品の購入費用（当該学年分と別に申請が必要）
修学旅行費		第6学年	実 費 （上限設定無し）	実施時期による			修学旅行に参加するために直接必要であって、かつ均一に負担することとなる経費（交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代等）
学校給食費		全学年	50,600	18,400	18,400	13,800	1月当たり4,600円×11か月分
校外活動費	宿泊を伴わない	全学年	1,600 以内	実施時期による			学校行事で、児童が校外活動に参加するために直接必要な交通費、見学科（グループ活動分を含む。宿泊を伴うものは、年に1回限り支給する） ＊おやつ代、体験代、薪代は対象外 ＊特別支援教育の交流会行事を含む。但し、見学科のみとし、交通費は奨励費の対象とします。
	宿泊を伴う	全学年	3,690 以内	実施時期による			
医 療 費		全学年	保険診療による自己負担分	受診時期による			学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療のための費用（教育委員会が発行する医療券を医療機関に提出することにより市が医療機関へ支払う）

中学校

(単位：円)

区 分		学年等	支給額	配分（支給学期）			備 考
				1 学期	2 学期	3 学期	
学 用 品 費		第 1 学年	22, 730	11,365	11,365	－	生徒の所持にかかわる物品で通常、学校における各教科及び特別活動の学習に直接必要とする物品、通学のため通常必要とするものの購入費用
学用品費及び通学用品費		第 2 ～ 3 学年	25, 000	12,500	12,500	－	
新入学生徒学用品費（中学校）		第 1 学年※	63, 000	63,000	－	－	中学校入学にあたって、通常必要とする学用品、通学用品の購入費用
修 学 旅 行 費		第 3 学年	実 費 (上限設定無し)	実施時期による			修学旅行に参加するために直接必要であって、かつ均一に負担することとなる経費（交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代等）
学 校 給 食 費		全学年	57, 200	20,800	20,800	15,600	1 月当たり 5,200 円×11 か月分
校外活動費	宿泊を伴わない	全学年	2, 310 以内	実施時期による			学校行事で、生徒が校外活動に参加するために直接必要な交通費、見学科（グループ活動分を含む。宿泊を伴うものは、年に 1 回限り支給する） ＊おやつ代、体験代、薪代は対象外 ＊特別支援教育の交流会行事を含む。但し、見学科のみとし、交通費は奨励費の対象とします。
	宿泊を伴う	全学年	6, 210 以内	実施時期による			
体 育 実 技 費 用 具		全学年	柔道 7, 650 以内 剣道 52, 900 以内	購入時期による			体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道着、剣道防具一式）の購入費用
医 療 費		全学年	保険診療による自己負担分	受診時期による			学校保健安全法施行令第 8 条に定める疾病の治療のための費用（教育委員会が発行する医療券を医療機関に提出することにより市が医療機関へ支払う）

(注) 要保護世帯の児童生徒は「修学旅行費」及び「医療費」のみ支給対象となります。

※ 入学前支給を行っていない場合